

令和5年度宮津市廃棄物減量等推進審議会（第3回全体会） 次第

日時：令和6年2月19日(月)

午前10時00分から

場所：宮津市防災拠点施設

(宮津与謝消防署宮津分署)

1 開 会

2 報 告

(1) 令和5年10月26日開催の令和5年度宮津市廃棄物減量等推進審議会(第2回全体会)の会議結果について 資料1-1

(2) 令和5年1月23日開催の令和5年度宮津市廃棄物減量等推進審議会(第1回資源循環検討部会)の会議結果について 資料1-2

3 議 事

(1) 資源循環の促進等に関する基本的な指針について 資料2~5

4 そ の 他

(1) 一般廃棄物(し尿)処理手数料の改定について

(2) 令和5年度資源循環の促進等に関する取組結果について

(3) ごみの分別指導強化について

(4) 有害危険ごみの収集について

5 閉 会

## 宮津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿(任期 R4.6.6～R6.6.5)

資源:資源循環検討部会  
し尿:し尿手数料検討部会

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	部 会	備 考
宮津市自治連合協議会	一色 立雄	副会長	資源循環	
〃	粉川 正太郎	副会長	し尿手数料	
宮津市地域女性の会	黒岡 芳子	会長	資源循環	
〃	中西 幸子	副会長	し尿手数料	
社会福祉法人成相山青嵐荘	矢野 順子	特別養護老人ホーム青嵐荘 施設長	し尿手数料	
社会福祉法人北星会	笠井 裕代	特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長	資源循環	
大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU	古橋 由季	営業部 フロント担当 課長	資源循環	
ハーベスト株式会社 宮津工場	小畑 晴美	工場長	資源循環	
株式会社にしがき	松田 高正	スーパー事業部 営業次長	資源循環	
宮津商工会議所	谷口 政史	副会頭	し尿手数料	
宮津商工会議所女性会	小谷 美穂	副会長	資源循環	
一般社団法人京都府北部地域連携都 市圏振興社 天橋立地域本部	幾世 健史	天橋立観光協会 副会長	資源循環	
宮津天橋立観光旅館協同組合	小西 均	理事	資源循環	
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	資源循環 し尿手数料	
福知山公立大学	谷口 知弘	地域経営学部 地域経営学科 教授	し尿手数料	

### オブザーバー

団体名等	氏 名	団体での職名等	部 会	備 考
株式会社 J E P L A N	岩崎 靖之	営業業務課 エキスパート	資源循環	
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長	資源循環 し尿手数料	
宮津与謝環境組合	居村 真	事務局長	資源循環	

### 宮津市（審議会事務局）

役 職	氏 名	備 考
宮津市市民環境部長	山根 洋行	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課長	廣瀬 政夫	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課 課長補佐兼環境衛生係長	大和 陽三	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課 環境衛生係主査	井上 一希	審議会事務局

令和6年 月 日

宮津市長 城崎 雅文 様

宮津市廃棄物減量等推進審議会  
会長 山川 肇

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例に基づく基本指針  
について（答申）

令和4年6月6日付け宮市第145号により諮問のあった「資源循環型社会への転換」のうち、「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例に基づく基本指針について」下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審議の結果

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっています。

こうした中、宮津市では脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を構築し、将来へ良好な環境を引き継いでいくため、令和4年12月に全国の市町村に先駆けて「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」を制定し、令和5年1月に施行しました。

本条例第8条において、資源循環の促進等に関する施策の総合的かつ計画的な実施に向けて基本的な指針を定めることとしており、当審議会において審議を重ねた結果、資源循環の促進等に関して取り組むべき基本的な事項を取りまとめましたので、次のとおり答申します。

### 2 基本指針案 別紙1のとおり

（次頁に続く）

### 3 主な審議の内容

審議の過程では、各委員が所属する様々な事業所や団体等における現状や課題、現在取り組んでいることなど、基本的な指針の策定に向け、別紙2のとおり数多くの意見が出され、活発な議論が行われました。

#### 【主な意見（要約）】

- ・取組が市民や事業所等にとって過度な負担とならないよう、自発的な取組を促すことが重要。
- ・市民が楽しみながら自ら進んで取り組めるよう、成果が見える取組が良い。
- ・市民や観光客等の自主的な取組を促すため、市内外への分かりやすい情報発信が必要。
- ・環境教育が重要。学校以外のところでも市民の学習する場を作っていく。
- ・あらゆる場における身近な環境教育・環境学習を推進すべき。
- ・マイバック持参を推進することが大事。
- ・事業所でコピー用紙などの紙ごみが大量に出るが、分別し資源とすることでごみの削減になる。
- ・食品ロスには買い物時に買いすぎない、賞味期限と消費期限を意識することが重要。

### 4 審議の経過

#### R 4年度

第1回全体会	令和4年6月6日	諮問、意見交換
第1回資源循環検討部会	令和4年9月2日	審議
第2回全体会	令和4年9月30日	審議
第2回資源循環検討部会	令和4年11月8日	審議
第3回全体会	令和4年11月18日	審議、条例答申まとめ
—	令和5年1月	宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定

#### R 5年度

第1回全体会	令和5年7月7日	取組経過の確認、意見交換
第2回全体会	令和5年10月26日	審議
第1回資源循環検討部会	令和6年1月23日	審議
第3回全体会	令和6年2月19日	審議、まとめ

## 宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針（第1次）

令和 年 月  
宮 津 市

## 目 次

1 指針の概要	
(1) 指針の趣旨	1
(2) 位置づけと他の計画との関係	3
(3) 指針の期間と目標	4
2 資源循環等の現状	
(1) 国内の状況	5
(2) 京都府の状況	5
(3) 宮津市の状況	5
3 資源循環の促進等に関する基本的事項	
(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収	8
(2) 分かりやすい情報提供	9
(3) 海洋プラスチックごみ対策	9
(4) 環境教育及び環境学習の推進	9
4 資源循環の促進等に関する施策の展開	
(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収	
ア Reduce(発生を抑制する)	10
イ Reuse(繰り返し使う)	11
ウ Recycle(資源として再利用する)	12
エ Renewable(再生可能な資源に替える)	14
(2) 分かりやすい情報提供	
ア 効果の高い広報媒体を使った市内外への情報発信	15
(3) 海洋プラスチックごみ対策	
ア プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進	16
(4) 環境教育及び環境学習の推進	
ア あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進	17
5 食品ロス削減の推進	18
6 進捗管理	21
<b>【参考】</b>	
宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例	23
宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	27

## 1 指針の概要

### (1) 指針の趣旨

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、環境保全や持続可能な物質循環を阻害する側面があり、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題と密接に関連しています。

こうした環境問題に対応し、私たちの健やかな生活の基盤である豊かな環境を未来に引き継いで行くために、廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用、廃棄物の適正な処分を推進し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が喫緊の課題となっています。

また、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてくれるプラスチックは、使い捨てによる大量使用や不適正な処分等により海洋に流出し、地球規模での環境汚染問題として生態系への影響等が懸念されています。

私たち、一人一人がそれぞれの立場でプラスチックの使用抑制と資源循環の必要性を認識し、社会全体として取り組んでいかなければなりません。

そうした中、宮津市では、プラスチックをはじめとする資源循環の促進等について、市、事業者、市民及び観光旅行者等（観光旅行者とその他の滞在者）の責務を明らかにするとともに、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築していくため、令和4(2022)年12月、全国の市町村に先駆けて、宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例(令和4年宮津市条例第26号)を制定し、令和5(2023)年1月に施行しました。

本指針では、同条例第8条の規定に基づき、資源循環の促進等に関する施策について総合的かつ計画的に実施するため、資源循環の促進等に関する基本的な事項を定めます。

また、食品ロスの削減についても、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例を令和5年3月に一部改正し取組を強化することとしており、これを一体的に推進していく必要があることから、その取組内容を本指針に盛り込むものです。

本市では、この指針に基づいて、資源循環及び食品ロスの削減に関する各種施策を展開していきます。

本市は、白砂青松の景色が広がる日本三景天橋立をはじめ、宮津湾、阿蘇海、大江山など海、里、山の美しく豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、大量生産、大量消費に伴う社会経済活動や生活様式により、事業活動や日常生活における環境への負荷が増大し、近年、世界各地で地球温暖化に起因する気候変動の影響が現れており、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、私たちの生活に様々な利便性と恩恵を与えてくれるプラスチックは、生産過程等で二酸化炭素を排出するとともに、海洋プラスチック問題を発生させるなど、環境に大きな負荷を与えています。

そこで、本市は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対し、令和2年に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を、令和3年に「気候非常事態宣言」を行い、脱炭素社会の構築等の実現を目指すという決意を表明しました。

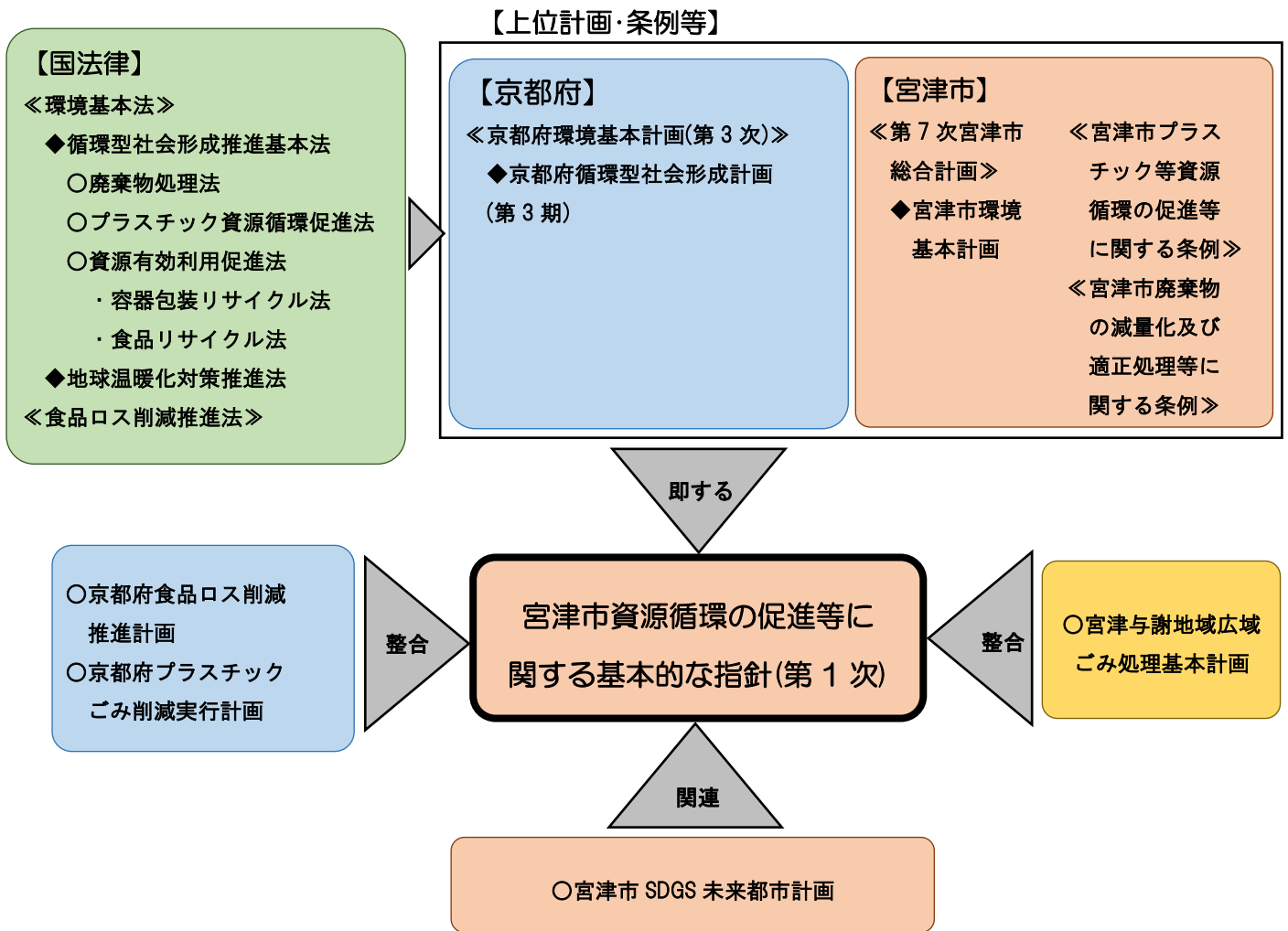
このような地球規模の環境問題の解決には、市民、事業者、行政等あらゆる取組主体の行動が不可欠であり、その広がりや極めて重要です。そうしたことを意識しながら、私たち一人一人が、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、自分の置かれた立場で実行可能な「3R(リデュース、リユース、リサイクル)+Renewable」の活動など、地球環境にやさしい取組を行うことにより、循環型社会への転換を図る必要があります。

また、本市を訪れる多くの観光旅行者にもこうした取組を拡大し、世界から選ばれる地球環境にやさしい観光地域づくりや天橋立世界遺産登録に向けた取組と連動させ、海洋プラスチック問題解決をはじめとする自然共生社会を構築することが、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものと期待されます。

このような認識に基づき、市民、事業者をはじめ、本市に関わる人々が共に考え力を合わせる「共創」の考え方の下で、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

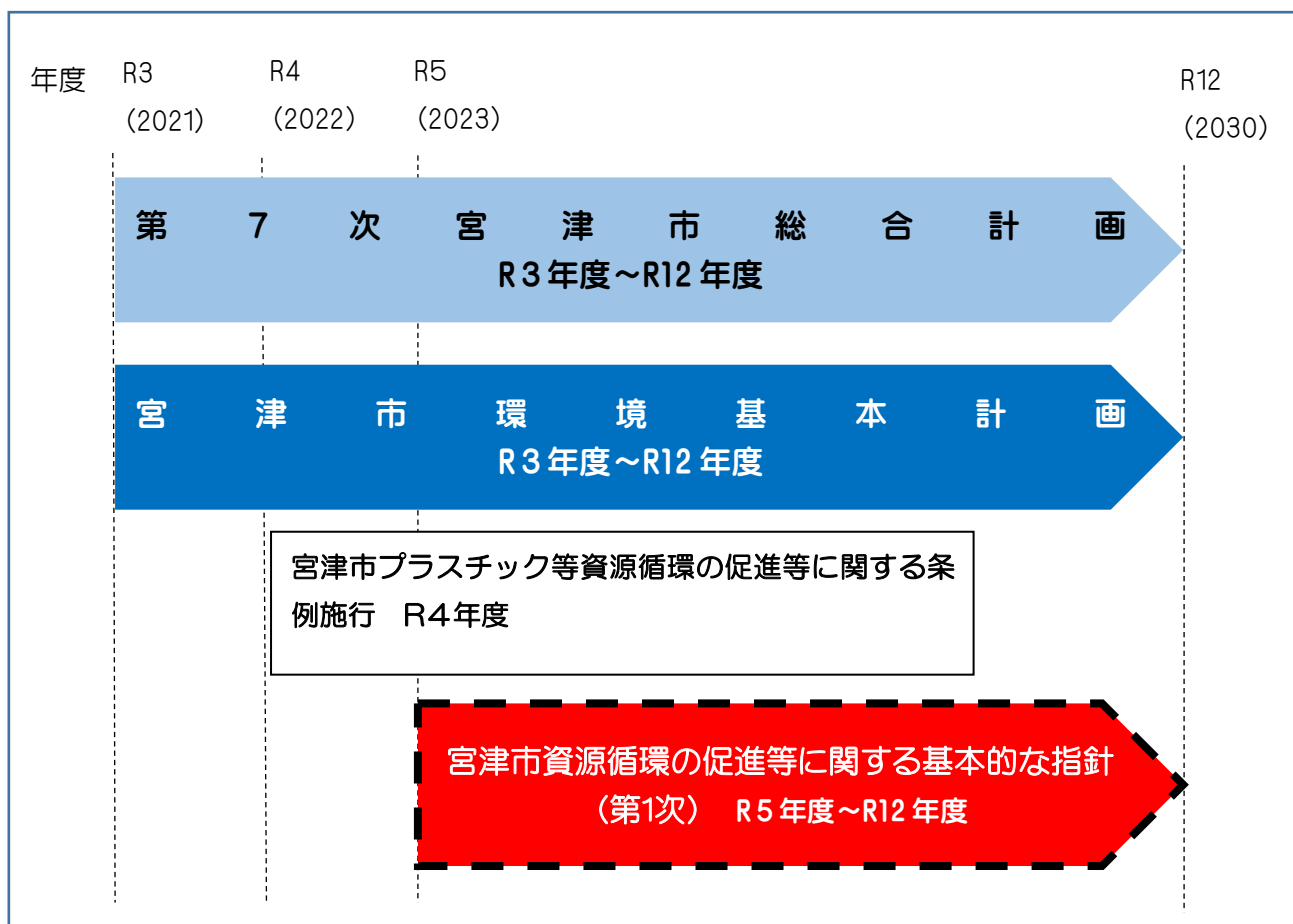


(2) 位置づけと他の計画との関係



(3) 指針の期間と目標

令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までを指針の期間とし、目標(重要業績評価指標(KPI))は、第7次宮津市総合計画及び宮津市環境基本計画の目標に準じます。



重要業績評価指標 (KPI)

項目	基準年	2030年	基本的な考え方
1人1日当たりごみ排出量	(平成30(2018)年) 972g	875g	2030年度までに1割削減を目標とします。 ※本市を訪れる観光客に対しても同等の削減を求めます。
ごみの資源化率	(令和元(2019)年) 19.4%	27%	総合計画では、2025年までに25.0%(5.6%増)に引き上げる目標としています。 それ以降も継続し、2030年には27%まで引き上げます。

## 2 資源循環等の現状

### (1) 国内の状況

我が国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減する循環型社会の形成を目指し、平成 30(2018)年 6 月に第 4 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。

令和元(2019)年に容器包装リサイクル関係省令が改正され、令和 2(2020)年 7 月にはレジ袋有料化が開始されました。

また、これまでプラスチック使用製品廃棄物は容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装のみ分別収集、再商品化が進められてきましたが、令和 3(2021)年 6 月に成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化できる仕組みとなりました。

食品ロスの削減の推進においては、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした、食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元(2019)年 10 月 1 日に施行され、令和 2(2020)年 3 月に、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定されました。

### (2) 京都府の状況

令和 2(2020)年 12 月に策定された京都府環境基本計画では、環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse) の 2R の取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現を促進することとしています。

また、令和 4(2022)年 3 月には、京都府循環型社会形成計画 (第 3 期) を改定し、地域循環共生圏の実現に向け、A I ・ I o T 等の先端技術の進展を踏まえ、サーキュラー・エコノミー (循環経済) を目指すとともに、コロナ禍による社会スタイルの変化などの新たな課題に対応するとともに、行政、事業者及び消費者等の各主体が連携し、府内の食品ロス削減に向けた取組の一層の充実を図るための、京都府食品ロス削減推進計画が策定されました。

### (3) 宮津市の状況

#### ◆ごみの減量化について

本市のごみの総排出量は、令和 4(2022)年度は 7,027t (集団回収量を含む) で、そのうち約 7 割が可燃ごみとなっています。平成 18(2006)年 10 月から、家庭系ごみの排出量に応じた負担の公平化や地域全体での市民・事業者のごみ減量意識の向上を

図るため、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理を有料化しています。

資源ごみについては、平成 9 (1997) 年からペットボトルや発泡スチロール、かん、びん、紙パック、平成 12 (2000) 年から段ボール、平成 14 (2002) 年からプラスチック製容器包装、紙製容器包装、令和 2 (2020) 年から新聞・雑誌の分別収集を開始し、ごみの再資源化に取り組んでいます。

こうした中で、本市の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 1,132 g (令和 3 (2021) 年度実績。集団回収量を含む。) となり、全国平均の 890 g (京都府平均は 775g) と比較すると、高い数値となっています。本市の場合、観光関連産業など、事業系一般廃棄物の割合の高いことが、1 人 1 日当たりごみ排出量が多い主な要因と考えられます。

ごみ処理については、令和 2 (2020) 年度からは、宮津市、伊根町、与謝野町を構成市町とする宮津与謝環境組合が運営する宮津与謝クリーンセンターで行っています。

#### ◆ごみの資源化

##### 【中間処理】

令和 4 (2022) 年度の資源ごみの排出量は、ペットボトル 73t、プラスチック製容器包装 292t、かん類 58t、びん類 133t、紙製容器包装 49t、その他 24t、集団回収量 662t となっています。

搬入された資源ごみは、リサイクル協会や指定業者へ引き渡し又は売却を行い、処理経費に充当することで、ごみ処理経費の軽減を図っています。

ごみの総量に占める資源化量の割合 (資源化率) は 19.7% (令和 3 (2021) 年度) と、京都府平均の 13.9% よりも高く、全国平均の 19.9% とほぼ同程度となっています。

分別状況については、特にプラスチック製容器包装で、不適物の混入が目立つほか、観光地で収集されるペットボトルでは洗浄が不十分など資源化に支障をきたしています。また、スプレー缶などの危険ごみによる事故も発生しており、地道な啓発を続ける必要があります。

また、宮津与謝クリーンセンターはメタンガス化発電設備を備えており、搬入ごみの可燃ごみから、生ごみや紙ごみなどを分離しメタン発酵処理を行うとともに、メタンガスによる発電を行い、ごみのエネルギー化を行っています (処理能力: 20.6 t / 24 時間、発電設備: ガス発電機 270kW)。

##### 【市民による資源回収活動 (集団回収)】

自治会や PTA、子供会などにより、段ボールや雑誌、新聞などの集団回収の取組が行われています。実施団体、回収量とも横ばいで推移していましたが、コロナ禍の影響で、実施団体、回収量とも減少し、コロナ禍前のように回復していない状況です。

##### 【廃食油】

近隣の民間事業体により、年間 18,905ℓ の廃食用油が回収されています (令和 4 (2022) 年度)。

廃食油は、飼料や BDF (燃料) などに利用されており、ごみの減量や再資源化だけでなく、公共水域の環境負荷を軽減する効果も期待されます。

◆これまでの主な取組等

令和2(2020)年6月

- ・「ゼロカーボンシティ」宣言  
2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。

令和3(2021)年10月

- ・「宮津市環境基本計画」策定  
今後10年間の総合的な環境施策の方向性と方策を示すものです。  
計画期間：令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
- ・「気候非常事態宣言」  
脱炭素社会の構築、循環型社会への転換、豊かな自然環境の保全を目指すため、  
宮津市と与謝野町の共同により宣言しました。

令和4(2022)年8月

- ・「ペットボトル水平リサイクルの包括連携協定」締結  
宮津市、伊根町、与謝野町、宮津与謝環境組合及びペトリファインテクノロジー株式会社は、ペトリファインテクノロジー独自のケミカルリサイクル技術により、使用済みペットボトルからペットボトルをつくる「ペットボトル水平リサイクル」の取組に向けた包括連携協定を締結しました。

令和5(2023)年1月

- ・「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」の施行  
資源循環の理念条例として施行

令和5(2023)年3月

- ・「資源循環の促進等に関する包括連携協定」締結  
宮津市と株式会社 JEPLAN は、資源循環の促進や消費行動の機運醸成などにより循環型社会への転換を図り将来へ良好な環境を引き継ぐことを目的とした包括連携協定を締結しました。
- ・「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」の改正  
食品ロス削減について個別に条例に盛り込む。

令和5(2023)年5月

- ・「SDGs 未来都市の選定」  
SDGs の達成に向けて優れた取り組みを提案する都市として、「SDGs 未来都市」に選定されました。(9月に宮津市 SDGs 未来都市計画を策定)

### 3 資源循環の促進等に関する基本的事項

#### (1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収

本市では、これまでから、廃棄物等の排出量の削減のため3R（Reduce(発生を抑制する)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(資源として再利用する))の推進に努めてきました。

今後も、持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、廃棄物等の排出の抑制と資源循環の促進を図るため、3RにRenewable(再生可能な資源に替える)の考え方を加えた取組を展開するとともに、循環資源の再資源化を最適化するため、質の高い分別回収(適切な分別)に取り組めます。

また、積極的に情報発信や啓発を行うことで、事業者や市民、観光旅行者等の自発的な取組を促すとともに、各主体が連携して取組を推進します。

#### 【市の役割】

自ら率先して、市が行う事務及び事業等について、廃棄物等の発生抑制、再生品の使用、循環資源の分別回収その他の資源循環の促進等に必要な取組を行います。

また、積極的な普及啓発や情報提供を通じて、廃棄物の抑制について事業者や市民の理解を促進し、自主的な取組を支援するとともに、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供などの取組を行います。

#### 【事業者の役割】

その事業活動において、廃棄物等の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の適正な循環的利用、再生品の使用等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めます。

また、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めるとともに、観光関連事業者にあっては、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供などの取組を行います。

#### 【市民の役割】

日常生活において、製品の長期間使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることに協力すること等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めます。

また、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めます。

#### 【観光旅行者等の役割】

その滞在中の活動について、市及び観光関連事業者等が実施する資源循環の促進等に関する取組に協力するよう努めます。

## (2) 分かりやすい情報提供

資源循環の促進については、事業者や市民、観光旅行者等の自主的な活動も重要です。市としてはそれらを推進するため、様々な主体と協力してあらゆる媒体を活用した分かりやすい広報、啓発に努めます。

転入者や単身赴任者、他市町より通勤、通学等で本市へ来る人への資源循環の促進の理解を進めるため、自治会や事業所、学校等と協力して、分かりやすい広報・啓発・指導に努めます。

観光旅行者等の自発的な協力を促すためには、本市へ訪れる前に情報が届くことが重要です。そのため、本市が「環境にやさしい観光地」として国内外から認識されるよう、本市の取組を積極的に外部に発信します。

## (3) 海洋プラスチックごみ対策

国の調べでは、毎年海に流出するプラスチックごみのうち 2～6 万トンが日本から発生したものと推計されています。イギリスのエレンマッカーサー財団の推計によると、このままでは、2050 年の海は、魚よりもごみの量が多くなると言われるほど問題は深刻化しています。

このため、市民及び事業者の協力を得て海岸清掃等を実施するとともに、市民、観光旅行者等、観光関連事業者、水産事業者、農業事業者等と連携し、プラスチックごみが環境中に排出されない取組を推進します。

## (4) 環境教育及び環境学習の推進




将来を担う子どもたちだけでなく、すべての世代が廃棄物等の排出抑制や循環資源の再資源化に関心を持ち、その大切さを正しく理解することが資源循環の促進につながっていきます。

この実現に向けて、自主的かつ積極的に行動する人材を多く育成することとし、環境保全活動に積極的に取り組む事業者等と連携し、その知見を活用して、家庭、教育・保育施設等、学校、職場、地域その他のあらゆる場を通じた環境教育及び環境学習を推進します。



4 資源循環の促進等に関する施策の展開

(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収


ア Reduce(発生を抑制する)

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>1-1 ごみを発生させないライフスタイル・ビジネススタイル</p>   	<p>1-1-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* ごみの削減等の取組の啓発 (必要性や効果の周知など)</li> <li>* 庁内事務用品の使用の削減 (宮津市 DX 推進計画の推進による行政手続きのオンライン化による紙の使用抑制/会議資料の厳選・簡素化/庁内会議印刷物のツーアップ印刷や裏紙の使用/事務用品共有による物品の購入抑制)</li> <li>* 指定管理者、受託事業者へのごみの減量化・資源化の取組推奨</li> <li>* 資源循環推進事業所の認定等、ごみの減量化・リサイクル協力店の募集と情報発信</li> <li>* グリーン購入推進方針の更新・啓発</li> <li>* マイボトルを推奨する給水機の設置</li> <li>* 市内イベント等でリユース食器活用</li> </ul>	<p>1-1-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>【重点】ワンウェイプラスチックの使用抑制</b> (簡易包装化等の推進(量り売り・詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品等の推奨や、小売・流通業における梱包資材の簡素化など) / 観光関連事業者による、ごみの発生が少ない旅行商品の検討・提供 / 観光関連事業者による、使い捨ての食器を使用しない取組の推進 / 宿泊施設等は、アメニティを必要分のみ消費されるよう努める)</li> <li>* 在庫管理の徹底とインターネット販売や市場の動きを注視した生産の見直しなど、ごみの発生を抑制するビジネススタイル</li> <li>* 生ごみの水切りを徹底する</li> <li>* 資源循環推進事業所の認定等、ごみの減量化・リサイクル協力店の登録</li> </ul>	<p>1-1-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>【重点】ワンウェイプラスチックの使用抑制</b> (マイバック、マイボトルを持参する/旅行時の歯ブラシ等は持参し、宿泊施設等でアメニティ(歯ブラシ等)はできる限り使用しない)</li> <li>* 物を可能な限り長く使う (使い捨て製品・容器を使用しない/製品寿命の長いものを選択/修理補修による長期利用/不要になった物を必要な人に譲る)</li> <li>* 冷蔵庫や物置等の在庫を確認し、不要な物を買わない、食材を使い切るライフスタイル</li> <li>* 生ごみの水切りを徹底する</li> <li>* 旅先で発生したごみは持ち帰る</li> <li>* 地域のごみの分別ルールを守る</li> <li>* 中古品、レンタル製品を活用する</li> <li>* 詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品を選択する</li> </ul>













<p>1-2 農業事業者等と連携した取組</p> 	<p>1-2-1・1-2-2・1-2-3 *農業事業者等と連携した廃棄物の発生抑制 (有害鳥獣の微生物分解による減容化、有害鳥獣捕獲個体のジビエ利活用、規格外野菜の活用・販売ルートの確保による廃棄野菜の削減)</p>		
<p>1-3 ごみ袋のあり方の検討</p> 	<p>1-3-1 *ごみの発生抑制のため、可燃・不燃の有料ごみ袋のあり方を検討</p>	/	/

イ Reuse(繰り返し使う)




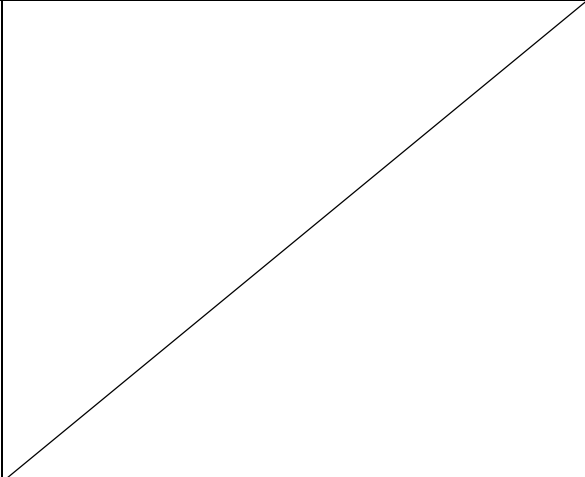
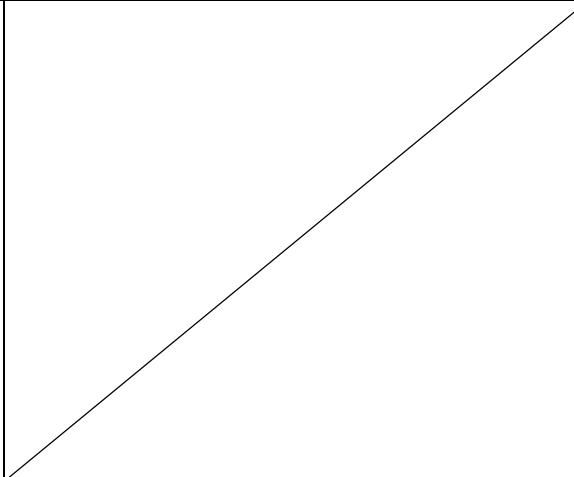
項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>2-1 再使用の推進</p> 	<p>2-1-1 *物の再使用の推進 (リユース事業の実施/フリーマーケット等の周知等による活動支援)</p>	<p>2-1-2 *繰り返し使用できる商品や再使用可能な商品、耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備 *簡易包装化等の推進[再掲] (量り売り・詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品等の推奨/小売・流通業における梱包資材の簡素化)</p>	<p>2-1-3 *中古品、レンタル製品を活用する[再掲] *詰替え商品、リターナブル容器取扱い商品を選択する[再掲]</p>

ウ Recycle(資源として再利用する)

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>3-1 ごみの分別の徹底</p>   	<p>3-1-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 質の高い分別に向けた分かりやすい分別の啓発</li> <li>* 不適切な分別への指導</li> <li>* 駅等に統一感のあるごみ箱を設置し、観光旅行者等に分別の徹底を呼び掛ける</li> <li>* ごみの分別が難しい高齢者等に対する分別の支援</li> </ul>	<p>3-1-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 事業所内の分別を徹底し、ミックス古紙のリサイクルに取り組むなど資源化を推進</li> <li>* 観光スポットや宿泊施設等において分別用のごみ箱を設置するなどし、観光旅行者等に質の高い分別の徹底を促す</li> </ul>	<p>3-1-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>【重点】市の分別の区分により、燃やすごみと燃やさないごみからの資源ごみの分別を徹底する</b></li> <li>* 食品等が付着した資源ごみは軽くすすいでから排出するなど質の高い分別を心掛ける</li> <li>* 観光スポットや宿泊施設など、分別ごみ箱の設置がある場合には、適切にごみの分別を行う</li> <li>* 旅先で発生したごみは持ち帰る[再掲]</li> <li>* 地域のごみの分別ルールを守る[再掲]</li> </ul>
<p>3-2 ごみの資源化</p>    	<p>3-2-1・3-2-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>【重点】生ごみ処理機の導入・普及</b></li> <li>(生ごみ処理機によるごみの減量化等の効果の周知/生ごみ処理機導入支援制度の創設)</li> <li>* 再生商品やグリーン製品の開発・販売・推奨</li> <li>* 民間企業と連携し、ペットボトルの水平リサイクルや小型家電のリサイクル等に取り組む</li> <li>* 新たなリサイクル技術の調査</li> <li>(「ペットボトルの水平リサイクル」のような環境負荷の少ないリサイクル技術/紙おむつなど新たなリサイクル技術)</li> <li>* プラスチック使用製品廃棄物など新たな分別の検討</li> </ul>	<p>3-2-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <b>【重点】家庭系生ごみ処理機・コンポストの導入</b></li> </ul>	


<p>3-3 地域等での資源ごみ回収</p> 	<p>3-3-1 * 地域団体等が行う集団回収の推進 (資源ごみ回収活動への報償金/資源化回収品目の増加に向けた関係団体との調整) * 資源ごみ回収拠点の設置・周知 * 資源ごみ回収マップの作成・周知</p>	<p>3-3-2 * 食品小売店等による資源の自主回収 (食品トレイなどの店頭自主回収/店舗内に分別が可能なごみ箱の設置)</p>	<p>3-3-3 * 地域団体等が行う集団回収への参加 * 事業者が行う店頭自主回収を利用</p>
<p>3-4 資源化物の利用</p> 	<p>3-4-1・3-4-2・3-4-3 * 再生紙や再生プラスチックなどの再生材料を使用した再生商品を利用する</p>		
<p>3-5 ごみ袋のあり方の検討等</p> 	<p>3-5-1 * 資源化の促進のため、資源ごみ袋のあり方を検討する</p>	<p>3-5-2 * ISO 等環境マネジメントの導入及び公表</p>	<p>3-5-3 * ISO 等環境マネジメントの導入等、環境に配慮している事業者の製品を選択肢に加える</p>

エ Renewable(再生可能な資源に替える)

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>4-1 プラスチックの代替素材への転換の促進</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  </div> </div>		<p>4-1-2 *ワンウェイプラスチック製品のバイオマスプラスチック由来製品等への転換を検討する</p>	








(2) 分かりやすい情報提供

ア 効果の高い広報媒体を使った市内外への情報発信

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>5-1 伝わりやすい広報 内容の工夫</p> 	<p>5-1-1</p> <p><b>*【重点】観光旅行者等を対象とした情報発信</b></p> <p>* SNS やホームページ、広報誌等での発信</p> <p>* 職員派遣によるごみ分別の説明</p> <p>* リサイクルの手法や結果等の可視化</p> <p>* ごみの減量化や資源化の取組事例の紹介</p> <p>* ごみ分別大辞典やごみ分別ポスターの配布</p> <p>* インバウンド客を含む観光旅行者等にも分かりやすいデザイン・やさしい日本語を用いた情報発信</p> <p>* ごみ減量化推進週間を設定し、重点的な広報を実施する</p>	<p>5-1-2</p> <p>* 事業者のホームページ、SNS、DM 等を活用して資源循環の取組の PR</p> <p>* 特に観光関連事業者は、観光 PR における SDGs 未来都市みやづの情報発信</p> <p>* 資源循環推進事業所の認定等を活用した事業所の魅力発信</p>	<p>5-1-3</p> <p>* SNS 等を活用して資源循環の取組の体験等を発信</p>










(3) 海洋プラスチックごみ対策

ア プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>6-1 海洋プラスチック 問題への取組</p>   	<p>6-1-1</p> <p><b>*【重点】行政、市民、事業者等と協力した清掃ボランティアを市内各地で面的に展開する</b></p> <p>* 市外の学生団体や企業等が本市で行う海岸清掃ボランティア活動の推進</p> <p>* プラスチックを含む不法投棄ごみ等の海洋流出を減少させるための取組(啓発・パトロール等)</p>	<p>6-1-2</p> <p>* 農業(劣化したマルチシート・プラスチック被覆肥)や漁業(不要となった漁具の放置)など、業種に応じたプラスチックの流出防止に努める</p>	<p>6-1-3</p> <p>* ポイ捨てを行わない(煙草のフィルターがプラスチックごみとなる)など、プラスチックの流出防止に努める</p> <p>* 地域における不法投棄ごみ等の海洋流出を減少させるための取組(回収活動等)</p>
<p>6-2 漁業者と連携した取組</p>    	<p>6-2-1・6-2-2</p> <p>* 漁業の操業時に漁網に混入する海底ごみの処分や、漁業関連団体が実施する海底ごみの清掃活動を支援する</p>		

(4) 環境教育及び環境学習の推進

ア あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進

項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>7-1 学校と連携した環境教育・学習の推進</p>   	<p>7-1-1・7-1-2・7-1-3</p> <p><b>*【重点】SDGs・環境の取組における学校の教職員等との連携を強化し、環境教育・環境学習を推進する</b></p> <p>*食育の視点から、食品の製造、調理、廃棄のそれぞれの過程における環境配慮や食品ロスの削減について環境教育・環境学習を推進する</p> <p>*清掃活動、資源回収等の環境に配慮した活動の実践を通じた環境教育・環境学習を推進する (PTAによる段ボール、缶等の回収や、事業所との連携による使い捨てカイロの回収活動など)</p>		
<p>7-2 地域等におけるSDGs・環境に関する学び</p>    	<p>7-2-1・7-2-2・7-2-3</p> <p>*自治会や公民館、観光関連事業者等と連携し、SDGs・環境に関する勉強会等を実施する</p> <p>*子育てサロンや高齢者大学等、多様な立場・世代を対象に、SDGs・環境に関する勉強会等を実施する</p> <p>*SDGs・環境に関する取組に関心を持ち、率先して取り組む人材の育成</p>		
<p>7-3 ごみ処理施設の見学</p>  	<p>7-3-2・7-3-3</p> <p>*宮津与謝クリーンセンターの施設見学の活用</p>		

## 5 食品ロス削減の推進

「食品ロス」とはまだ食べられるのに廃棄される食品のことで、日本の食品ロス量は、令和3年度で523万トン（前年度比+1万トン）、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は279万トン（前年度比+4万トン）、家庭から発生する家庭系食品ロス量は244万トン（前年度比▲3万トン）となっています。

我が国においては、令和元（2019）年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布され、基本的な視点として次の2点が掲げられ、食品ロスを削減していく取組が進められています。





■国民各層がそれぞれの立場において主体的に、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されているという課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと。

■まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、可能な限り食品として活用するようにしていくこと。

京都府においても、令和4（2022）年3月に、「京都府食品ロス削減推進計画」を策定され、基本的な方針を「食品ロス問題の「我が事」としての意識の醸成や、AI・IoT等の新たな技術の活用により、多様な主体が一体となって食品ロスの削減を実践し、環境負荷の低減を図ることで、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す」とし、取組が進められています。

本市においても、令和5（2023）年3月に、「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を改正し、食品ロス削減の取組を強化することとしました。



項目	市の施策・取組	事業者の施策・取組	市民・観光旅行者等の施策・取組
<p>8-1 食品ロスの削減</p>    	<p>8-1-1 * 食品ロス削減の啓発 (食品ロスの削減に向けた意識醸成／リメイクメニューや端材活用メニューを広く周知／京都府の「食べ残しゼロ推進店舗」の推進／食品ロス削減月間(10月)を中心とした啓発)</p>	<p>8-1-2 * 業種に応じた取組</p> <div data-bbox="1003 300 1525 975" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【飲食店・宿泊施設等の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 来店者数や注文メニューの需要を予測して適正量の仕入れや仕込みを行う</li> <li>* 食材を無駄なく使い切って調理する</li> <li>* 食べきり、小盛メニューの提供などにより、来店者が食べきるための工夫をする</li> <li>* 品質的に問題のない食品は、お客様の自己責任であることを理解して頂いた上で、食べきる目安の日時などの情報提供を行って、持ち帰り用に提供することを検討する</li> <li>* 観光旅行者等への食品ロス削減の周知、広報を行う</li> </ul> </div> <div data-bbox="1003 975 1525 1311" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【食品小売業の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 需要を予測して適量仕入れる</li> <li>* 在庫管理を適正に行い、品質の低下を防ぐ</li> <li>* 少量パック販売やばら売りをを行う</li> <li>* 商品棚の手前の商品から選んでもらう、「てまえどり」の啓発を行う</li> </ul> </div>	<p>8-1-3 <b>* 【重点】食べ残しによる廃棄の削減</b> (食べられるものだけを作り、作りすぎを防止する／食べきれなかったものの保存方法を工夫する／食材の使い忘れ、食べ忘れを防ぐため、冷蔵庫の中などの配置方法を工夫する)</p> <p>* 食品の直接廃棄の削減 (食材の使い切り／インターネットなどで適切な長期保存方法やレシピを検索する)</p> <p>* 買い物時に食品ロス削減の心がけ (買い物に出かける前に冷蔵庫の中などの在庫を確認し、食べきれる量を買う／賞味期限の近いものから選ぶ。〔「てまえどり」に協力する。〕)</p> <p>* 外出時の食品ロス削減 (食べきれる量を注文する／飲食店が対応している場合、かつ、食品衛生が確保される場合、自己責任の範囲で、食べきれずに残した料理を持ち帰る／3010(さんまるいちまる)運動へ協力する)</p>

**【食品卸売業の取組】**

\* 需要を予測して適量仕入れる

\* 在庫管理を適正に行い、品質の低下を防ぐ

**【食品製造業・加工業の取組】**

\* 製造（加工）量を考慮した適正量の原材料調達を行う

\* 原材料を無駄なく使い切る

\* 賞味期限は商品の特性に応じて科学的・合理的に設定し、過度に短く表示しない

## 6 進捗管理

本指針については、宮津市廃棄物減量等推進審議会において進捗状況等を報告します。特に、重点項目については、個別の指標を用いて継続的に評価及び見直しを行い、進捗状況を管理します。

## 審議会での「基本指針」に関する意見まとめ

別紙2

大分類	小分類	内容	施策No.
廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収	Reduce(発生を抑制する)	スーパーでは、肉などが過剰に大きなトレーで販売されている。そのあたりが改善できないかと思う。	1-1-2
		建設業では発泡スチロールのごみが多量に出るがそれらのごみを減らせるよう協力していきたい。	1-1-2
		ホテルのお手洗いでのパーパータオル削減のため「15回手を振り(水切り)ましょう」活動をしている。	1-1-3
		マイバックを持参するよう推進していくことが大事。	1-1-3
		ホテルでアメニティを必要分だけフロントでとってもらう取組をしている。必要以上に使用する人があり、逆に消費量が増えているような感触もある。	1-1-3
		減量化のためには生ごみの水分量を減らす工夫や食品ロス削減の取組が必要。	1-1-2 1-1-3 8-1-1 8-1-2 8-1-3
		「燃やすしかないごみ」というのを市民に意識づけることが大切。柳川市では「燃やすしかないごみ袋」は、プラごみ袋よりも少し高い料金設定にしているのでもそういった工夫も必要ではないか。	1-3-1 3-5-1
		衛生対策のためのパーパータオル等、特養施設として減らせないごみもある。	-
	近年の物価高でコスト削減の観点からごみの排出抑制が進んでいる。取組を行うチャンスだと思う。	-	
	Reuse(繰り返し使う)	体力のあるうちにごみ屋敷をつくらないのが重要。ごみをリユースに出していく機会を多くつくり出してもらえばいい。	2-1-1
		毎年1回不用品バザーを開催して、毎回完売している。自治会単位でバザーするのも良い。	2-1-1
	Recycle(資源として再利用する)	高齢者にとっては分別は難しいので、説明会での説明も必要。	3-1-1
		社会とのつながりが希薄な高齢者への伝え方が課題。	3-1-1
		プラ製容器包装の資源ごみ袋に、プラ製容器包装と生ごみを混在して排出される事業所がある。宮津与謝グリーンセンターの処理ラインの中で資源化物に生ごみが混入すると資源化できないケースがある。	3-1-1 3-1-2 3-1-3
		文珠地区には、ごみ箱が観光地で少なく、ほぼ無い状態。ポイ捨てごみが増えてきている。観光客用のごみ箱を設置していくことには賛否あるが、設置については検討や議論が必要。	3-1-2 3-1-3
		事業所ではコピー用紙などの紙ごみが大量に出るが、それらはたいてい燃やすごみとして捨てられていると思う。これらを分別し資源として引き渡すようにすればごみの削減になる。	3-1-2
		ホテルの部屋のごみかごを増やしてお客様に分別のお願いをしている。	3-1-2
		宿泊施設を運営しており、一棟貸しタイプの建物の屋内には、分別のごみ箱を設置しているが、都会から来られた方は、分別に関係なくまとめて入れられるので、そのあたりの取り組みができたら良いかと思う。	3-1-2
		パブリックスペースのごみ箱設置はテロ対策や安全面での危機管理の面で課題がある。	-
		家庭用コンポストではごみ収集に出すより多くの電力を使用することからCO2の排出は多くなる。脱炭素もイメージしながら検討していくことが必要。	3-2-1
		阿蘇海のへどろから出来るゼオライトを使って生ごみを肥料化する取組を実施している。	3-2-1 3-2-2
		紙オムツにはプラスチックが入っている。吸収する成分ポリマーがプラスチック。リサイクルを進めることによって、プラスチックごみを減らせると思う。現在商業ベースでリサイクルが実現しているのは燃料化ぐらいで、素材としてのリサイクルはまだあまり進んでいない。	3-2-1 3-2-2
	カニ殻を肥料に、カキ殻を建築資材にするなどの循環システムが構築できないか。	3-2-1 3-2-2	
	Renewable(再生可能な資源に替える)	米粉や竹の歯ブラシ製品があるがコストが高いのが課題。星野リゾートでは柄とブラシ部分を分けて柄をリサイクルする取組を行っている。	4-1-2
		ヨーロッパではプラスチックから紙容器への切り替えにあたり、新製品を開発しビジネスにつなげる動きもある。地元産業との連携ができればよい。	4-1-2
		スーパーなどではプラスチック容器に入っている物を紙製品に替えれば、プラスチックも削減になる。	4-1-2

分かりやすい情報提供	効果的な情報提供・啓発	わくわくし、楽しみながら関係者が取り組むことが重要。	5-1-1
		リサイクルに協力しても効果がわからないという意見が多い。リサイクル品の見える化は非常に重要。	5-1-1
		「市民が楽しみながら自ら進んで取り組めるよう」とあるが、成果が見える取り組みになったら良いと思う。そのためにも市民が分かりやすいスローガンとして取り組めるようなものがあつたら良いと思う。	5-1-1
		移住者へのごみ分別の説明をしっかりとしてほしい。	5-1-1
		与謝野町では以前、B4サイズの絵の入ったポスターを作っていた。非常に分かりやすく今でも冷蔵庫に貼っている。	5-1-1
		観光客にごみの削減に協力してもらえばよい。観光客にも分かり易いステッカーなどの工夫が必要。	5-1-1
		都市圏のお客に分別してもらうには理解してもらいやすいマークやキャッチフレーズが必要。	5-1-1
		今後、インバウンドのお客が増えると想定される中、文字表記だけでは伝わらない言葉の壁があるので、直感的に見て分かる物に変更していく必要がある。	5-1-1
		宿泊者については宿から情報発信が出来るが、海水浴で来られる方、日帰りの方や別の地区に宿泊される方等にも分かりやすく伝える工夫が必要だと思う。	5-1-1
		宮津市のサステナブルな取り組みを市内外に情報発信し、ブランディングの一つとして実施していくべき。	5-1-1
		観光客とタッグを組むにはブランディングにより、訪れる人に事前に取り組みが伝わっていないといけない。	5-1-1
		宮津市ほどごみを分別する地区は余り見ないというような話を耳にする。いっそのこと尖った感じに「日本一ごみを細かく分別する町」をPRしてはどうか。	5-1-1
噛みくだいた柔らかい言葉を使った市民向けのメッセージや冊子が出来たら良いなと思う。	5-1-1		
今はやりのナッジという視点も重要。	-		
海洋プラスチックごみ対策	プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進	プラスチックごみがマイクロプラスチックごみにならないように、ごみ箱をたくさん設置しては。	6-1-1
		タバコのポイ捨てごみも喫煙所を適切に設置すれば減るのではないかと。賛否はあるが議論していく必要がある。	6-1-3
		タバコのフィルターはプラスチックごみであり海洋プラスチック対策としても重要。	6-1-3
		不法投棄被害が深刻だが、そうした陸上のごみが流出し海洋プラスチックごみとなる。海岸だけでなく陸上の不法投棄対策も重要。	6-1-1 6-1-3
環境教育及び環境学習の推進	あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進	環境教育が重要。学校だけでなくいろいろなところで市民の学習する場を作っていく。	7-2-1 7-2-2 7-2-3
		学校での環境教育だけでなく、企業単位で市が講義してはどうか。	7-2-1 7-2-2 7-2-3
		企業、特に観光業者と連携した環境教育はぜひ取組に入れてほしい。	7-2-1 7-2-2 7-2-3
		高齢者にも環境の学びの場が必要。	7-2-1 7-2-2 7-2-3
		グリーンセンターを見学し実際に処理工程を見ることで様々な分別ルールの意味などが理解できとても勉強になった。子供だけでなく、ごみを出す大人も勉強すべき。	7-3-2 7-3-3
食品ロス削減の推進	食品ロスの削減	食品ロスの削減については、文化の違いによるずれに対して今後どのように取り組んでいくべきか考える必要がある。	8-1-1
		恵方巻の大量の売れ残りを目にする。そのあたりが改善できないか。	8-1-2
		ホテルのバイキングで食事を残したら500円徴収というのを聞いたことがある。	8-1-2
		小皿料理にすると食品ロス削減効果がある。自己責任で持ち帰ってもらってはどうか。	8-1-3
		食品ロス削減には衛生的な観点も重要。	8-1-3
		女性の会の会員には食品を買いすぎないように呼びかけしている。	8-1-3
		最近では冷蔵庫が大きくなったが、買い過ぎをしない、食品を腐らせないという意識が重要。地元産の野菜を買うというのもCO2削減になる。賞味期限と消費期限は違うもの。	8-1-3
バイキングの残り食材を社員食堂で消費し、食品ロスを削減している。	-		
連携協働・推進体制の整備	市の率先した取組	市として減量化や資源循環に取り組むという強い姿勢を示すべき。市役所の率先垂範が必要。	全体を通じ取組

## ○参考 重点項目の進捗管理を行うための参考指標(案)

重点項目の内容			参考指標(案)	
1-1 ごみを発生させないライフスタイル・ビジネススタイル	事業者の施策・取組	*【重点】ワンウェイプラスチックの使用抑制	レジ袋の使用量の推移	地元スーパー等への聞き取り
	市民・観光旅行者等の施策・取組	*【重点】ワンウェイプラスチックの使用抑制	ワンウェイプラスチック製品を使用しない工夫をしている市民の割合	市民アンケートなど詳細を検討中
3-1 ごみの分別の徹底	市民・観光旅行者等の施策・取組	*【重点】市の分別の区分により、燃やすごみと燃やさないごみからの資源ごみの分別を徹底する	資源化物搬出量/資源ごみ搬入量	宮津与謝クリーンセンター運営実績 ※搬出量は1市2町合計のみ
	市の施策・取組	*【重点】生ごみ処理機の導入・普及	生ごみ処理機導入等補助制度の利用件数	R6予算において新制度導入を検討中
	事業者の施策・取組			
市民・観光旅行者等の施策・取組	*【重点】家庭系生ごみ処理機・コンポストの導入			
5-1 伝わりやすい広報内容の工夫	市の施策・取組	*【重点】観光旅行者等を対象とした市外への情報発信	観光旅行者等の市の環境政策の認知度	観光地等でのアンケートなど詳細を検討中
6-1 海洋プラスチック問題への取組	市の施策・取組	*【重点】行政、市民、事業者等と協力した清掃ボランティアを市内各地で面的に展開する	清掃ボランティア活動件数	ボランティア散乱ごみ収集袋交付件数
7-1 学校と連携した環境教育・学習の推進	市の施策・取組	*【重点】SDGs・環境の取組における学校の教職員等との連携を強化し、環境教育・環境学習を推進する	環境教育・環境学習の開催件数	市が関与した環境教育等の開催件数
	事業者の施策・取組			
市民・観光旅行者等の施策・取組				
8-1 食品ロスの削減	市民・観光旅行者等の施策・取組	*【重点】食べ残しによる廃棄の削減	過去1週間に食材の廃棄を行った回数	市民アンケートなど詳細を検討中

## その他資料

(1) 一般廃棄物（し尿）処理手数料の改定について	1
(2) 令和5年度資源循環の促進等に関する取組結果について	5
(3) ごみの分別指導強化について	6
(4) 有害危険ごみの収集について	11

議案参考資料  
令和5年12月定例会

議第83号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正  
について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

将来にわたり生活排水処理を適正に行うとともに、し尿処理事業を安定的に提供するため、一般廃棄物(し尿)処理手数料の改定を行うもの。

◆提案の概要

- 一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直し
  - ・約25%の増額改定
  - ・最低料金の新設
  - ・仮設便所加算の新設

種別	区分	手数料等(消費税10%含む)		差額
		変更前	変更後	
し尿	従量料金	180までごとに 213円	540まで798円(最低料金) 540超過分 180までごとに266円	+53円/180
	仮設便所の加算額 (1件につき)	—	4,400円/件(新設)	—

※ 仮設便所：工事の施行や興行等のために一時的に設置される便所

◆施行日 令和6年7月1日

※参考

- ・し尿くみ取り手数料 R4決算(現年分) :69,587千円  
改定後の見込額(R4実績量による) :89,047千円
- ・処理方式別処理人口(R4末時点)  
汲み取り4,447人 下水道10,291人 浄化槽1,816人

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

≪経過≫ 「一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて」

- ・H23.7 し尿処理手数料の料金改定[203円(194円×1.05)]
- ・R元.10 し尿処理手数料の料金改定[213円(194円×1.10)]消費税率改定
- ・R4.6.6 宮津市廃棄物減量等推進審議会へ諮問
- ・R5.11.2 宮津市廃棄物減量等推進審議会より答申

≪「宮津市廃棄物減量等推進審議会」答申の内容(一部抜粋)≫

- し尿処理事業を将来にわたり安定的に提供できるよう一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しはやむを得ない。
- し尿収集・運搬業務に係る人件費及び物価の変動等への対応を適切に行うこと。
- 生活排水処理(公共下水道・合併処理浄化槽・し尿処理)に係る収支バランスを考慮した改定率とすること。
- 極少量のし尿汲み取りは、作業効率が低下し、経費の増嵩に繋がることから、現在の従量制に最低料金を設けること。なお、その料金の設定については、生活弱者に配慮すること。
- 仮設トイレ等のし尿収集・運搬は、1現場当たりの収集量も少なく、1回1現場の収集の場合もあるため、経費相当分の新たな手数料区分を設けること。
- し尿処理事業を将来にわたり安定的に提供するため、概ね3～5年ごとに一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しに係る審議を行われたい。

【市民参加の状況】

- ・宮津市廃棄物減量等推進審議会で審議  
R4：全体会4回、し尿手数料検討部会2回  
R5：全体会2回、し尿手数料検討部会2回

【他の自治体の類似する政策との比較】

≪近隣市町のし尿処理手数料≫(宮津市：約25%増額)

市町名	条例の規定		500料金(税込) (1人世帯)	2000料金(税込) (4人世帯)
	最低料金	超過料金		
与謝野町	1800まで 1,836円(税込)	10.2円/ℓ (税込)	1,836円	2,040円
伊根町	1800まで 1,400円(税込)	8.0円/ℓ (税込)	1,400円	1,560円
京丹後市	2000まで 2,020円(税抜)	252.5円/25ℓ (税抜)	2,220円	2,220円
宮津市	540まで 798円(税込)	266.0円/180ℓ (税込)	798円	3,192円

担当課・係

市民環境課 環境衛生係  
(45-1617)

添付資料

- ・新旧対照表



## ～し尿処理事業の運営の安定に向けて～

## 一般廃棄物（し尿）処理手数料を改定します

環境衛生係 ☎ 45-1617

時代の変化に対応し、し尿処理事業を将来にわたり安定的に提供するため、一般廃棄物（し尿）処理手数料を改定します。ご理解いただきますようお願いいたします。

## 改定の理由

- ①消費税率の引上げに伴うものを除けば、平成 23 年度の料金改定から 10 年以上経過しており、この間、社会情勢の変化やし尿処理人口・処理量の減少等により、し尿処理に係るコストが変化したこと。
- ②一般廃棄物（し尿）処理手数料について、これまでは、し尿の収集運搬経費を算定対象とし、し尿処理施設運営経費は算定対象外としていたが、し尿処理事業全体として、受益と負担の公平性の観点からも検証が必要な状況となっていたこと。

## 令和 6 年 8 月請求分～

(令和 6 年 7 月 1 日～のし尿くみ取り分)

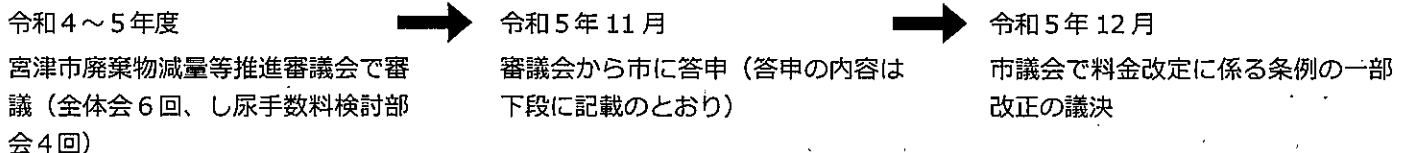
## 改定内容

	変更前	変更後	差額
従量料金	18ℓまでごとに 213 円	54ℓまで 798 円（最低料金） 54ℓ超過分 18ℓまでごとに 266 円	+ 53 円/18ℓ
仮設便所加算（新設）	—	1件につき 4,400 円加算	—

※仮設便所：工事の施行や興行等のために一時的に仮設される便所

※仮設便所加算は、し尿収集車両を移動することなく収集する場合は 1 件となります。

## 改定までの経過



## 審議会答申（要約）

○し尿処理事業を将来にわたり安定的に提供できるよう一般廃棄物（し尿）処理手数料の見直しはやむを得ない。

○し尿収集・運搬業務に係る人件費及び物価変動等への対応を適切に行うこと。

○生活排水処理（公共下水道・合併処理浄化槽・し尿処理）に係る収支バランスを考慮すること。

○極少量のし尿くみ取りは、経費の増高に繋がることから、最低料金を設けること。

なお、その料金の設定については、生活弱者に配慮すること。

○仮設トイレ等のし尿収集・運搬は、経費相当分の新たな手数料区分を設けること。

○し尿処理事業を将来にわたり安定的に提供するため、概ね 3～5 年ごとに手数料の見直しに係る審議を行われたい。

# 浄化槽設置費補助金

《制度概要》 し尿と台所や風呂などの生活雑排水を一緒に処理する浄化槽を設置される方に対し、その設置費用の一部を助成します。

・・・

《対象区域》 公共下水道整備（予定含む）区域外の地域

## 《対象者と補助金限度額》

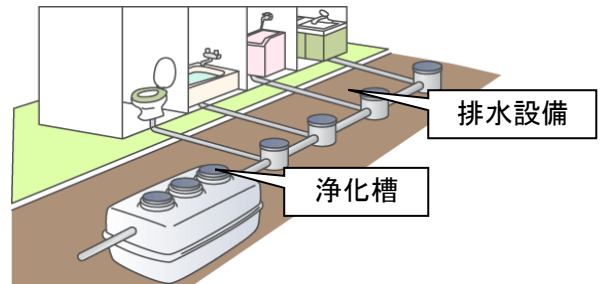
	住宅用	事業所等用																																						
<b>対象者</b>	宮津市に住所のある方で、専用住宅に浄化槽（10人槽以下）を設置される方	事業所等に浄化槽を設置される方（左記の住宅用に該当しない方）																																						
<b>補助金限度額</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">人槽区分</th> <th style="width: 30%;">市内業者施工</th> <th style="width: 30%;">市外業者施工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td style="text-align: center;">617,000円</td> <td style="text-align: center;">529,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td style="text-align: center;">772,000円</td> <td style="text-align: center;">662,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td style="text-align: center;">1,046,000円</td> <td style="text-align: center;">897,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※店舗等との併用住宅は、総床面積の1/2以上が住宅用の場合は対象となる。                  ※市内業者は、市内に本社を有する浄化槽工事業者。</p> <p><b>【R6新規補助メニュー】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">対象区分</th> <th style="width: 30%;">補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用</td> <td style="text-align: center;">120,000円</td> </tr> <tr> <td>浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用</td> <td style="text-align: center;">90,000円</td> </tr> <tr> <td>浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用</td> <td style="text-align: center;">90,000円</td> </tr> <tr> <td>単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用</td> <td style="text-align: center;">300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	市内業者施工	市外業者施工	5人槽	617,000円	529,000円	6～7人槽	772,000円	662,000円	8～10人槽	1,046,000円	897,000円	対象区分	補助金限度額	浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用	120,000円	浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用	90,000円	浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用	90,000円	単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用	300,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">人槽区分</th> <th style="width: 30%;">補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td style="text-align: center;">352,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td style="text-align: center;">441,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td style="text-align: center;">588,000円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td style="text-align: center;">1,002,000円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td style="text-align: center;">1,545,000円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽</td> <td style="text-align: center;">2,129,000円</td> </tr> <tr> <td>51人槽～</td> <td style="text-align: center;">2,429,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	補助金限度額	5人槽	352,000円	6～7人槽	441,000円	8～10人槽	588,000円	11～20人槽	1,002,000円	21～30人槽	1,545,000円	31～50人槽	2,129,000円	51人槽～	2,429,000円
人槽区分	市内業者施工	市外業者施工																																						
5人槽	617,000円	529,000円																																						
6～7人槽	772,000円	662,000円																																						
8～10人槽	1,046,000円	897,000円																																						
対象区分	補助金限度額																																							
浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用	120,000円																																							
浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用	90,000円																																							
浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用	90,000円																																							
単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用	300,000円																																							
人槽区分	補助金限度額																																							
5人槽	352,000円																																							
6～7人槽	441,000円																																							
8～10人槽	588,000円																																							
11～20人槽	1,002,000円																																							
21～30人槽	1,545,000円																																							
31～50人槽	2,129,000円																																							
51人槽～	2,429,000円																																							

※市税を滞納している方、販売目的の建物に浄化槽を設置される方は対象外。

# 浄化槽 高齢者世帯 排水設備整備費 補助

宮津市では、水洗化の普及促進を図るため、65歳以上で構成される世帯を対象に浄化槽への接続（新設工事）に伴う排水設備整備費に係る補助制度を設けています。

ぜひご利用ください。



**排水設備整備工事** 建物から浄化槽へ接続するための宅内・宅外の排水管、汚水桝及び水洗便器の整備に係る工事です。

## ■排水設備整備費補助制度

対象者	宮津市に住所のある 65 歳以上で構成される世帯で、下水道整備（予定含む）区域以外の区域において浄化槽の設置に際して建物から浄化槽に接続する排水設備を新たに整備される方。 ※「浄化槽設置費補助金申請」と同時に申請してください。
補助金限度額	10万円
対象工事	補助対象となります排水設備工事は、浄化槽の設置に伴い、建物から浄化槽に接続するまでの宅内及び宅外の排水管、汚水桝（マス）、水洗便器への取替（水洗便所への新規の取替）工事を対象とします。 <u>ただし、浄化槽設置補助金で宅内配管工事に要する費用に係る補助金を受けている場合には対象となりません。</u>

※①市税を滞納している方、②建物の土地を借りている方で所有者の承諾を得ていない方、③販売目的のために建物を建築又は増改築される方は対象外となります。

※建物の用途が店舗等との併用住宅は、店舗等の床面積が総床面積の 1/2 未満のものが対象となります。

◎補助金交付には、工事着手前に申請され、申請年度の3月末までに工事が完了し、使用されることが必要です。

申請・問合せ 宮津市市民環境部市民環境課環境衛生係 （電話 45-1617）

## 令和5年度 資源循環の促進等に関する取組について

区 分	計 画	実 績	今後の展開
① 観光旅行者等に向けた循環資源の再資源化意識の醸成実証事業	文珠地区及び府中地区（天橋立駅、汽船乗り場、ケーブル乗り場等）における観光客向けの啓発看板及び分別用ごみ箱の設置を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会、旅館組合等との意見交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②のホテル&amp;リゾートでの分別ごみ箱設置の実証を踏まえ、分別ごみ箱のデザイン等検討、実証</li> <li>観光協会、旅館組合等との意見交換から実践できるものを考えていく</li> <li>食品ロス削減に向けた勉強会</li> </ul>
② 観光関連事業者等を対象とした事業系可燃ごみ(生ごみ)の減量化・資源化調査及び実証事業	ホテル&リゾート京都宮津（旧ロイヤルホテル）と実証事業実施に向け調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>各部屋用及び各フロア用分別ごみ箱の設置（実施に向け内容調整中）</li> <li>コンポスト等による生ごみ減量化（機種選定も含め導入可能性を検討中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル&amp;リゾートでの分別ごみ箱設置実証 →若干の資源化ごみ抽出効果はあるが、分別が理解されない(特にインバウンド)、従業員の手間、ごみ袋のコストが課題</li> <li>2/14 京都市内のホテルへの視察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別ごみ箱の実証成果を踏まえ、①の観光地における啓発、分別ごみ箱の設置の実証</li> <li>事業者向けコンポストの導入は引き続き検討</li> <li>個人(市民)向けコンポスト導入支援制度検討</li> </ul>
③ 回収拠点の設置による資源ごみ回収システム構築実証事業	小学校 1 か所、中学校 1 か所の資源ごみ回収拠点の設置に向け検討・調整中 回収品目：段ボール・雑誌・衣類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の小中学校各 1 校の資源回収拠点化に向けて協議</li> <li>※課題：不審者侵入対策、異物混入時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校とは引き続き協議を進めるとともに、別途公共施設等の拠点化を検討</li> <li>資源ごみ回収の普及啓発の強化（資源ごみ回収マップの作成など）</li> </ul>
④ 子どもを対象とした環境学習の実施	学校等と連携しながら随時環境教育を実施予定 7/17 阿蘇海フェスタにおいて、(株)JEPLAN 様の協力のもと、環境すごろく（リサイコロ）及び循環資源粘土の体験イベントを通じた環境学習を実施予定。 ※資源循環の象徴として「デロリアン」も展示予定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇海フェスタにおいて環境学習を実施 環境すごろく 14 組 43 人 循環資源粘土体験 52 人</li> <li>高校、大学において環境や SDGs をテーマにしたフィールドワークへの協力 京都工芸繊維大学（地域創生 Tech Program） 同志社大学（All 同志社プログラム） 宮津天橋高校（総合的な探求の時間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇海フェスタ(R6は与謝野町中心)やSDGs フェスタ等を通じた環境教育を実施</li> </ul>

## ごみの分別指導強化について

◆以前より、プラスチック製容器包装のごみ袋に、食べ残し、おむつなどが混入する事例が多く見受けられ、宮津与謝クリーンセンターでの処理に支障をきたしていることから、分別が不十分なごみについては、収集時に収集せず、再分別をお願いする取組みを強化しているところ（令和5年11月中旬～）

### ◆周知関係

R5.11.14 市公式 LINE 等での周知

R5.12.5 チラシ自治会回覧での呼びかけ

R6.2.5 チラシ各戸配布での呼びかけ

※その他、どこでも職員講座による各地区でのごみの分別に係る説明、意見交換

R5.12.20 中部自治連合庫協議会（10人）

R5.12.21 万町自治会（41人）

R6.2.28 上宮津自治会喜多10区（15人）

R6.2.28 上宮津自治会小田7区（30人）

R6.3.6 島崎自治会 30人 など

### ◆成果

宮津与謝クリーンセンターより不適物の報告が1/3程度に減少

## 宮津市からのお知らせ

# ごみの分別にご協力いただきありがとうございます

昨年11月下旬から、ごみの分別のより一層の励行にご協力いただき、分別状況が改善してきているところです。ご協力いただきありがとうございます。

今回は、ごみ分別で特にご質問が多いことについて、一問一答形式でお知らせします。

また、ごみの分別等についてまとめた「ごみの分別大辞典」については、今回のお知らせ内容等を反映したものを宮津市のHPにて公開中です。ご活用ください。



### 分別の間違い等により収集されなかったごみについて

分別が少しでも間違っていれば収集しないのか

分別の間違いやごみ出しのルールが守られていないこと（指定袋以外など）を確認した場合には収集を行わず、「収集できません」と記載したシールを貼ります。


適切な分別により、リサイクルを推進するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

収集されなかったごみはどうすればいいか

出した方が責任を持って正しく分別し直し、次回のごみ収集日に出してください。その際には、「収集できません」と記載されたシールの右上の「正しく分別し直しました。」の欄に○印をつけてください。


### プラスチック製容器包装のごみについて


プラスチック製容器包装とはどんなごみか


プラスチック製容器包装は、プラスチック製の容器や包装で、中身の商品を取り出した後、不要になるものです。（目印は、マークがついているかどうかです。）

プラスチック製容器包装は、新たな製品の原料としてリサイクル業者に引き渡すことから、異物（生ごみ、土砂、汚物等）を混入することができません。

プラスチック製容器包装のごみ出しで注意することはあるか


① まず、マークがついているかどうか確認してください。

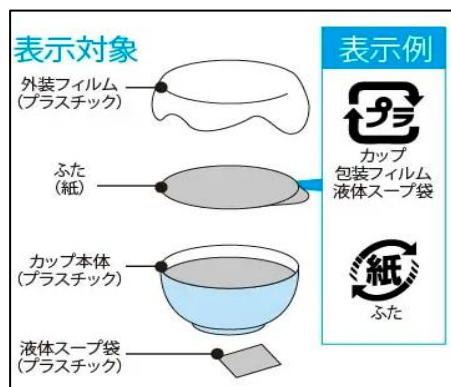
※  プラマークを商品の一部にまとめて表示している場合があります。（詳しくはこの次の質問を参照してください。）

②  マークがついていても、食べ残しなどの汚れが付着したごみや、内容物（調味料など）が入ったままのごみはリサイクルできません。中身を出し、軽くすすいでから出しましょう。

③ 二重袋（レジ袋などに入れたまま出すこと）は禁止です。

## プラマークがないラップや外装フィルム等はどの袋に入れればいいのか

プラマーク  がついていない場合は、燃やさないごみの袋に入れてください。ただし、ラップやフィルム自体にプラマークがついていなくても、下図のように、容器の一部にまとめてプラマーク等を表示している場合があるので、その場合は表示に従ってください。



左のカップ麺の例では、表示例のようにふたの部分にまとめて表示されています。この場合、カップ・包装フィルム・液体スープ袋はプラスチック製容器包装として、ふたは紙製容器包装として捨ててください。

**カップ本体が紙製容器包装の場合もありますので、表示を確認してください。**

## プラスチック製容器包装に値札や半額のシールが貼ってある場合はどうすればいいのか

シールは剥がす必要はありません。そのままプラスチック製容器包装の袋に入れてください。

## プラスチック製容器包装はなぜ二重袋にしてはいけないのか

二重袋は、その中にどのようなごみが入っているか確認できないため禁止しています。また、プラスチック製容器包装の袋は、リサイクルのために袋を破き、処理施設の職員が手作業で選別していますが、二重袋になっていると作業が止まり、ごみ処理に支障が生じてしまいます。


※二重袋を禁止しているのは、プラスチック製容器包装の袋です。燃やすごみで生ごみ等を袋でくるんでいるものはそのまま構いません。(黒い袋など分別が確認できないものは避けてください。)

## 発泡スチロールの食品トレイがプラスチック製容器包装に入ると収集されないのか

発泡スチロールの食品トレイがプラスチック製容器包装袋に入っても収集します。

発泡スチロールの食品トレイは、プラスチック製容器包装の一種であり、プラマークがついているため、プラスチック製容器の袋に入っても収集します。ただし、発泡スチロールだけで分別すれば、より品質の高いプラスチック製品にリサイクルできるので、宮津市では発泡スチロール専用袋で出させていただくようにお願いしています。

※よくプラスチック製容器包装のごみ袋に入っているごみの例

ごみの種類	正しい分別
汚れが付着した、または中身入りのプラスチック製容器包装	中身を出し、軽くすすいでプラスチック製容器包装で出す
割りばし	燃やすごみ
プラスチック製のストロー、フォーク・スプーン	燃やさないごみ
カップラーメンのフタ	紙マーク  があれば紙製容器包装
バラン（弁当などの緑色の仕切り）	燃やさないごみ
アルミはく	燃やさないごみ
保冷剤	燃やさないごみ
乾燥剤	燃やすごみ
PPバンド（段ボールの梱包等に用いられる結束バンド）	燃やさないごみ
荷造りひも・テープ類	素材ごとに燃やす/燃やさないごみに分別
在宅医療用チューブ・カテーテル類	燃やすごみ（感染症のおそれがあるため）
おむつ	燃やすごみ

## その他のごみについて

燃やさないごみ袋（赤袋）は分別せずに何でも捨てることができるのか

他の袋と同様に、分別ルールに従って分別していただく必要があります。

燃やさないごみは、プラマークのないビニール・プラスチック類、ガラス類、革製品、陶磁器類、金属類です。

電池を使用する機器はどのように捨てればいいのか

電池を使用する機器（懐中電灯や時計など）で、電池が取り外せるものは、電池を取り出し、機器自体は燃やさないごみ、電池は有害危険ごみとして出してください。また、電池が抜かれていることが分かるように、できるだけ電池カバーを外したまま出してください。

問い合わせ先：宮津市 市民環境部 市民環境課 環境衛生係 TEL 45-1617



## 石油ファンヒーターはどのように捨てればいいか

石油ファンヒーターは、中身の灯油を使いきってから、燃やさないごみとして出してください。（燃やさないごみ袋に入れ、口がしばれない大きさの場合は大型ごみに分別してください。）

また、灯油が抜かれていることが分かるように、できるだけタンクは取り出しふたを外したまま出してください。

## その他

### ごみはいつまでに出せばいいか

原則、当日の早朝から朝8時30分までの間に出してください。

ごみの収集時間は、収集ルート、道路の混雑状況、収集するごみ量等に応じて変化することがあります。「いつも10時に収集するので9時に出していたが今回は収集されなかった」といったこともありますので、確実に収集されるよう、朝8時30分までに出してください。

## リチウムイオン電池製品の捨て方が変わります

充電式の製品に使われるリチウムイオン電池が、ごみ処理施設等で火災の原因となるケースが全国で多発しています。ごみ処理の安全対策のため、リチウムイオン電池使用製品の分別を有害危険ごみに変更しますのでお知らせします。

●**変更日**：令和6年4月1日から

●**対象**：リチウムイオン電池使用製品（充電式の製品）で、本体とリチウムイオン電池が一体化したもの

●**具体例**：電子タバコ、電動歯ブラシ、電気シェーバー、スマートフォン、ゲームのコントローラー、モバイルバッテリー など

	変更前	変更後
分別方法	製品の本体ごと <u>燃やさないごみ</u>	製品の本体ごと <u>有害危険ごみ</u>  有害危険ごみステーションの乾電池を捨てる容器に入れてください

※リチウムイオン電池が取り外せる場合は、今までどおり本体は燃やさないごみ、リチウムイオン電池は有害危険ごみで出してください。

## 有害危険ごみの収集について

- 燃やすごみ（週2回） 現状 約 900 箇所
- 燃やさないごみ（週1回）現状 約 450 箇所
- 資源ごみ（週1回） 現状 約 300 箇所
  - ・原則現状維持（移設は対応。集合住宅については要調整）
- 有害・危険ごみ（月1回） 現状 49 箇所（全 102 自治会）

### □有害・危険ごみの取扱いの見直し（方針）

- ・設置個所の増：自治会に1箇所設置 現 49(50)箇所→101 箇所  
※自治会が不要とされれば設置しない

- ・収集日の減：月1回→2月に1回

- ・変更時期：R6.10～

※R6.5 に自治連総会で説明（R6.7×切）

→ごみかご設置調整、丹後環境保全(有)との回収ルート調整

- ・有害・危険ごみステーションの取扱い

\*既存ステーションの位置の見直しも含めて検討可能

\*新規ステーションの設置は以下の条件を満たす場所とする

- ・下屋付きなど、有害危険ごみが雨に濡れない(濡れにくい)場所とする  
※野ざらしの場合は、収集日当日朝に収集箱を設置するなど要配慮
- ・(他のごみと同様)適切に分類されていない場合は収集しないので、管理者(自治会)の責任において対応すること
- ・収集しやすい場所に設置する(狭隘な道避ける・奥まった場所にしない)